

議会運営委員会

日 時 平成 2 9 年 7 月 2 0 日（木） 午後 1 時 3 0 分～
場 所 第 3 委員会室

1 議会の活性化について

（1）検討項目について【別紙No.1】

（2）検討方法について

2 その他

（1）次回の日程について

議会活性化検討項目一覧

新No.	分類	新項目名称	会派	新清流会 (優先順位)	緑風会 (優先順位)	共産党 (優先順位)	公明党 (優先順位)
1	住民参加	市議会モニター制の導入	新清	1			
2	情報公開	一般質問の掲載スペースの充実 (議会だより)	緑風		○		
3	機能強化	議員報酬の検討	新清	2			
4	機能強化	政務活動費の増額	新清	3			
5	機能強化	予算・決算の審査方法の見直し	緑風 公明		○		1
6	機能強化	通年議会の実施	公明				2
7	機能強化	政治倫理条例の見直し	公明				3
8	機能強化	大学との政策連携	公明				4
9	情報公開	インターネット中継等における手話の 実施	—	○		1	○ (長期的に)
10	情報公開	議場システムの老朽化更新	—	○		2	○ (長期的に)
11	情報公開	委員会中継(配信)の拡充	—	○		2	○ (長期的に)
12	情報公開	会議録のタイムリーな公開	—	不要		1	○ (長期的に)

通年議会について

◇通年議会とは

議会が活動できる期間である「会期」を、通年（丸１年間）として、閉会期間をなくし、必要に応じて本会議・委員会を開けるようにする制度。現行は、条例で「亀岡市議会定例会招集の回数は毎年４回とする。」として、年４回開催するよう運用している。

◇通年議会に係る主な経過

- ・平成２０年６月 北海道白老町議会が全国で初めて通年議会を導入
その後、愛知県豊明市議会等、市議会でも通年議会を導入
- ・平成２４年９月 地方自治法改正 ⇒条例で定める日から翌年のその日の前日までを会期とする「通年議会」が法定化

◇通年議会の導入状況（市・区議会）

	通年会期制を採用している		通年会期制を採用していない	
H 2 4	3	0. 4 %	8 0 9	9 9. 6 %
H 2 5	1 0	1. 2 %	8 0 2	9 8. 8 %
H 2 6	2 1	2. 6 %	7 9 2	9 7. 4 %
H 2 7	2 7	3. 3 %	7 8 6	9 6. 7 %

※H 2 5～H 2 7は全国市議会議長会調査による。H 2 4はその他調査の抜粋による。

◇通年議会を導入している市・区の採用状況

根拠条文	市・区数	市・区名
定例会を条例で年１回と定めている市・区（パターン１） （地方自治法第１０２条第２項）	1 9	根室市、北上市、滝沢市、登米市、金沢市、白山市、青梅市、文京区、荒川区、相模原市、豊明市、四日市市、枚方市、大東市、大阪狭山市、京都市、大津市、土佐清水市、彦根市
通年会期を採用している市・区（パターン２） （地方自治法第１０２条の２第１項）	8	久慈市、福島市、柏崎市、厚木市、常総市、鳥羽市、小松島市、三好市

◇通年議会のメリット・デメリット（主なもの）

メリット	デメリット
○議長権限により本会議を招集できる。 ○長の専決処分の減少。 ○災害時等の突発的な案件に対応できる。 ○議案等の提出を行える時期の制限撤廃。 ・次定例会の招集を待たずに議案が提出でき、契約議案等の早期議決が可能。	○執行部を拘束する時間の増加により、行政事務、住民サービスの低下の危惧。 ○本会議、委員会等の増加による経費の増加。 ○災害時等の突発的な案件について、執行部が議会对応に時間を要する恐れがある。

◇通年議会の手法は２パターン

パターン１（従来の定例会の運用を工夫した「通年議会」（先行自治体パターン））

- ・ 条例で定める定例会の回数を１回とし、議会の会期を１年間とする。
- ・ 従来の年４回の定例会は「集中審議期間」として、本会議を「再開」する。
- ・ 議長発意や市長の要請に基づき緊急に開く会議は、「特別会議」として本会議を再開する。

パターン２（地方自治法の一部改正（H24）による「通年の会期」による通年議会）

- ・ 特定の日から翌年の当該日の前日までを会期とする条例を制定する。
- ・ 定期的に本会議を開く日（定例日）を条例で規定する。
- ・ 市長は、議案等を示して定例日以外の日に会議を開くことを請求できる。

◇手法の比較

	パターン１（先行自治体）	パターン２（自治法改正）
会 期	・ 条例で定例会を１回と改正し、会期を議会の議決で、ほぼ１年（三百何日）とする。	・ 条例で定める日から翌年の当該日の前日まで。
招 集	・ 定例会の招集は、毎年市長が行う。	・ 改選後、最初の会議のみ市長が招集する。 ・ 条例で定める日が到来すれば、招集によることなく、会議が開かれる。
会議の開催	・ 定例会招集後、会期中は議長の判断で本会議の再開が可能。	・ 条例で定めた定例日及び議長が必要と認めた日
メリット	・ １年間は長の招集によらず、議会の判断で会議を開くことができる。 ・ 従来の議事運営を大きく変更せずに通年議会の実施が可能。 ※従来、定例会を開いていた月（３月、６月、９月、１２月）の任意の日程を設定し「集中審議期間」として本会議を再開する。審議する議案が無い場合は休会	・ ４年間は長の招集によらず、議会の判断で会議を開くことができる。 ※長の招集は４年に１度（改選時）でよい。２年目以降は、自動的にみなし招集となる。 ・ 定例日を固定化することで、市民への周知が図れる。
デメリット	・ 市長の招集が毎年必要	・ 定例日を定めるため、当該日には必ず議会を開催することとなる。 （議事運営が一定拘束される）

◇検討すべき事項（主なもの）

1. 会期の始期と終期

2. 開議に係るルールの設定

＊市長から開議請求があった場合の手続き

3. 専決処分の取り扱い

＊専決処分については、地方自治法第 180 条に基づく市長専決事項への規定を含め、慎重に取扱いを検討する必要がある。

4. 一事不再議

＊亀岡市議会会議規則第 15 条で「議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。」としている。会期を 1 年とした場合の対応の協議が必要となる。

5. 請願の提出期限

＊亀岡市議会の先例・申合せで、請願の受理締切は、開会日午後 5 時としているが。会期を 1 年とした場合、開会日は年 1 回となりその対応の協議が必要となる。

6. 会議録の調整

＊亀岡市議会会議規則第 65 条で「発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。（省略）」としている。会期を 1 年とした場合の対応の協議が必要となる。

【通年議会について、考慮すべき事項】

平成 24 年の地方自治法改正により、通年の会期制度（通年議会）が法制度化された際に、第 121 条第 2 項に、「執行機関に出席を求める場合には、事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない」ことが規定された。

この点については、十分に検討すべきこととされている。

通年議会イメージ

現行方式(亀岡市議会)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
本会議 (定例会)		招集	会期		招集	会期		招集	会期		招集	会期		招集	会期
	閉会		6月定例会	閉会		9月定例会	閉会		12月定例会	閉会		3月定例会	閉会		6月定例会
											臨時会				
委員会			付託議案審査			付託議案審査			付託議案審査		付託議案審査	付託議案審査			付託議案審査
	閉会中の継続審査(4年間)														

パターン1(京都市会)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
本会議 (集中審議 期間)	招集	開会 ⇒ 会期 ⇒ 閉会											招集	開会 ⇒ 会期 ⇒	
	閉会	招集会議	5月市会	休会	本会議	休会	9月市会	休会	11月市会	休会	2月市会	閉会	招集会議	5月市会	休会
委員会		付託議案審査				付託議案審査		付託議案審査			付託議案審査			付託議案審査	
		所管事務調査(会期中)													

パターン2(新潟県柏崎市議会)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
本会議 (定例会 議)	招集	開会 ⇒ 会期 (5/1~4/30) ⇒ 閉会												開会 ⇒	
	改選	招集会議	休会	6月定例会議	休会	9月定例会議	休会	12月定例会議	休会	3月定例会議	休会	休会	休会	休会	6月定例会議
委員会			付託議案審査			付託議案審査		付託議案審査		付託議案審査					付託議案審査
		所管事務調査(5/1~4/30)													